

認可外保育施設等利用料軽減事業

預かり保育時間帯の認可外保育施設等利用料が無償化の対象となります

- 国の制度では、在園する幼稚園等の預かり保育利用料を無償化の対象としておりますが、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外としております。
- 根室市では、新たに独自の制度を設け、「在園する幼稚園等の預かり保育時間帯での認可外保育施設等利用料」を無償化の対象とします。

※時間帯は一例です



【無償化の要件】

- 在園する幼稚園等の預かり保育利用料と同様に、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となるには、以下の要件が必要となります。
 - 保育の必要性の認定を受けている(施設等利用給付認定)
 - 在園する幼稚園等の預かり保育を同月内で1日も利用していない

【無償化となる利用料】

- 月額11,300円まで無償化の対象となります。
(住民税非課税世帯で満3歳到達後の最初の3月31日までの間の子どもは月額16,300円)

	幼稚園等 (認可施設)	認可外保育施設等	認可外保育施設等の 無償化対象可否
同月内での預かり保育の利用 (教育前後の時間帯)	未利用	一部利用	○
	未利用	利用	○
	未利用	複数併用	△※1
	利用	未利用	—
	一部利用	未利用	—
	一部利用	一部利用	×※2

※1 幼稚園等の預かり保育を利用せず、同月に複数の認可外保育施設等を利用した場合は保護者があらかじめ指定した1施設分の利用料のみ無償化の対象となります。

※2 国の制度により、幼稚園等の預かり保育利用料が優先的に無償化の対象となります。

Q1 在園する幼稚園等の預かり保育を全く利用していませんが、月に何日か幼稚園等の預かり保育の時間帯に認可外保育施設等を利用した場合、その利用料は無償化の対象となりますか？

A1 無償化の対象となります。
ただし、月に1日でも在園する幼稚園等で預かり保育を利用した場合は、そちらが優先的に無償化の対象となります。

Q2 仕事の都合などで、在園する幼稚園の預かり保育が利用できず、複数の施設を組合せ、ほぼ毎日認可外保育施設等を利用しています。その場合の預かり保育利用料は無償化の対象となりますか？

A2 一部、無償化の対象となります。
無償化の対象となるのは、1施設分の利用料に限ります。ただし、幼稚園等が休園日の場合、その日の認可外保育施設等の預かり保育利用料は無償化の対象となりません。